

証券コード 7309
平成29年3月7日

株 主 各 位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ
取締役社長 島野容三

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使用いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成29年3月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
当社本社・Manufacturing Technology Center（マニュファクチュアリング テクノロジーセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第110期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成29年3月27日（月曜日）午後5時までにご行使ください。

なお、当社は、株式会社ＩＣＪ（株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

-
- ◎当日ご出席の株主さまは、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.shimano.com>）において掲載することによりお知らせいたします。

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ・当日株主総会にご出席の場合
郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使の手続はいずれも不要です。
- ・当日ご出席願えない場合、
①郵送により議決権を行使される場合は、インターネット等による手続は不要です。
②インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送による手続は不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>



※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード*」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネット等による議決権行使は、平成29年3月27日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.01 SP2以降を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

(Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの商標及び製品です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、欧州では英国のEU離脱に伴う悲観論が台頭したものの、個人消費が引き続き好調に推移した外、輸出が復調しつつあることから緩やかな景気回復を迎えました。米国では、雇用環境の安定的な改善を背景に個人消費が堅調に推移したことにより緩やかな景気回復が続きました。

一方、国内では、個人消費の伸び悩みに加え、為替の影響などもあり景気は力強さを欠きました。

このような状況のもと、当社グループは、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」を使命に、健康志向や環境保全意識の高まりといった追い風の中、こころ躍る製品づくりを通じ、より豊かな自転車ライフ・フィッシングライフのご提案をしてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は322,998百万円（前年同期比14.7%減）となりました。また、利益面につきましては、営業利益は64,546百万円（前年同期比24.1%減）、経常利益は70,002百万円（前年同期比30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は50,964百万円（前年同期比33.1%減）となりました。

報告セグメント別の概況

自転車部品

欧州市場では、春先の悪天候の影響で店頭販売に大きくブレーキがかかり完成車在庫が高留まりしていましたが、7月以降の好天により販売が好調に推移した結果、市場在庫は適正なレベルに調整されました。

北米市場では、完成車の店頭販売は前年をやや下回りました。一方で年初から高めで推移した市場在庫は昨年より低いレベルにまで調整されました。

中国市場では、景気失速と豪雨等悪天候の影響で、昨年来のスポーツタイプ自転車の店頭販売の不振は継続し、更に前年を下回る結果に終わりました。一方で高いレベルが続いた市場在庫は落ち着きを取り戻しつつあります。

他の有力新興国市場では、これまで堅調だった東南アジアのスポーツタイプ自転車の店頭販売が前年を下回りました。南米においては景気減速や通貨安の影響を受け依然として低調な状況が続いています。

日本市場では、昨年まで好調を維持してきたスポーツタイプ自転車の店頭販売は前年を下回り市場在庫はやや高めとなっています。軽快車の店頭販売は昨年に引き続き低調に終わりました。

この結果、当セグメントの売上高は259,455百万円（前年同期比17.4%減）、営業利益は57,874百万円（前年同期比27.5%減）となりました。

釣具

日本市場では、年初からお盆にかけて、天候が比較的安定したこともあり、市場は堅調に推移しました。熊本地震や台風が釣り場環境・消費動向に一時的に影響を及ぼしましたが、販売準備が整い一部前倒しで市場に投入した当社の2017年モデルが市場より評価され、売上は前年を上回る結果となりました。

海外市場においてアジア市場では、小売店での在庫調整が続く一方、円安基調の中で東アジア市場を中心に受注が増加したこともあり、売上は前年同期を上回る結果となりました。豪州市場での売上は前年同期比微増で終わったものの、北米・欧州市場での売上は市況の低迷の影響を受けたこともあり前年を下回る結果となりました。

この結果、当セグメントの売上高は63,143百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益は6,842百万円（前年同期比27.4%増）となりました。

その他

当セグメントの売上高は399百万円（前年同期比2.4%増）、営業損失は170百万円（前年同期は営業損失135百万円）となりました。

①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)		当連結会計年度 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
自 転 車 部 品	百万円 314,010	% 82.9	百万円 259,455	% 80.3	百万円 △54,554	% △17.4
釣 具	64,245	17.0	63,143	19.6	△1,101	△1.7
そ の 他	390	0.1	399	0.1	9	2.4
合 計	378,645	100.0	322,998	100.0	△55,647	△14.7

②セグメント別の状況

1.セグメント別売上高の推移

区分	第107期	第108期	第109期	第110期
	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	217,263	273,955	314,010	259,455
釣 具 (百万円)	53,398	58,825	64,245	63,143
そ の 他 (百万円)	376	387	390	399

2.セグメント別営業利益の推移

区分	第107期	第108期	第109期	第110期
	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	39,505	62,033	79,816	57,874
釣 具 (百万円)	2,404	3,943	5,372	6,842
そ の 他 (百万円)	△135	△160	△135	△170

(注) △は営業損失であります。

3.地域別売上高の推移

区分	第107期	第108期	第109期	第110期
	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで
日 本 (百万円)	31,545	33,243	34,889	37,004
北 米 (百万円)	33,223	35,977	41,519	35,215
ヨ ー ロ ッ パ (百万円)	93,357	121,584	144,664	123,009
ア ジ ア (百万円)	99,246	126,777	139,416	113,517
その他の地域 (百万円)	13,664	15,585	18,155	14,251

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び原価低減を目的として、総額31,683百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品20,379百万円、釣具2,882百万円、その他25百万円、全社（共通）8,395百万円であります。この所要資金は自己資金及び借入金でまかないました。

区分	第107期	第108期	第109期	第110期
	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで
自転車部品 (百万円)	15,628	22,534	23,956	20,379
釣具 (百万円)	1,413	3,931	419	2,882
その他 (百万円)	10	188	8	25
全社（共通）(百万円)	7,358	4,757	4,796	8,395
合計 (百万円)	24,410	31,412	29,182	31,683

(注) 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第107期	第108期	第109期	第110期
	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで
売上高 (百万円)	271,037	333,168	378,645	322,998
経常利益 (百万円)	47,549	71,019	101,110	70,002
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	35,088	51,237	76,190	50,964
1株当たり当期純利益金額	378円50銭	552円70銭	821円87銭	549円76銭
純資産 (百万円)	270,914	331,195	371,298	391,381
総資産 (百万円)	319,223	396,967	429,080	443,954

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第107期	第108期	第109期	第110期
	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで
売上高 (百万円)	205,214	253,565	292,477	181,215
経常利益 (百万円)	16,342	27,663	34,522	31,216
当期純利益 (百万円)	11,897	19,835	23,813	22,224
1株当たり当期純利益金額	128円33銭	213円96銭	256円88銭	239円73銭
純資産 (百万円)	95,731	106,943	119,508	127,387
総資産 (百万円)	125,252	146,582	159,013	157,594

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、欧州では引き続き個人消費を牽引役とする内需主導の景気回復が緩やかに続く見通しの中、英国がEU離脱交渉に入るほか、フランス、ドイツ等で大統領選挙や総選挙が予定されており、選挙結果によっては景気回復のペースが鈍化する可能性も考えられます。米国では、雇用環境の改善持続を背景に個人消費は回復傾向が続くと見込まれる一方、新政権による具体的な政策や実現性が景気動向を左右する懸念があります。

国内では、円安による企業収益の押し上げが景況感を下支えするものの、世界経済の行方次第では景気への影響は無視できないものと思われまます。

このような経営環境の中、当社グループは、国内外の経済動向に注視しつつ、経営効率のさらなる向上を図り、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を促進してまいります。

株主のみならずにおかれましては、今後ともなにとぞ変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な内容
自転車部品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
その他	自動車関連企業向けの冷間鍛造品の製造・販売、ロウイング関連用品等の製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場

①当社の主要拠点

本社		大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
工場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
営業所	埼玉営業所	埼玉県上尾市
	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市南区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

(注) 仙台営業所は、平成28年12月31日をもって、埼玉営業所に統合されております。

②子会社の主要拠点

国内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano American Corporation	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano Europe Holding B.V.	オランダ
	DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)	アメリカ
	Shimano Europe Bike Holding B.V.	オランダ
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano Czech Republic, s.r.o.	チェコ

(7) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
自転車部品	8,575名	(1,302名)
釣具	2,602名	(556名)
その他	189名	(44名)
全社(共通)	542名	(72名)
合計	11,908名	(1,974名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額
MUFG Union Bank, N.A.	4,251百万円
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.	2,086百万円
Mizuho Bank, Ltd.	815百万円

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S\$65,994千	100%	自転車部品製造及び販売
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano American Corporation	US\$14,000千	92%	自転車部品及び釣具販売
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
Shimano Europe Holding B.V.	EUR5,148千	100%	欧州販売子会社の統括
DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)	US\$65,696千	92% (92%)	自転車部品販売
Shimano Europe Bike Holding B.V.	EUR18千	100% (100%)	自転車部品販売及び欧州自転車部品販売子会社の統括
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品並びに釣具の販売、補修及び保管
Shimano Czech Republic, s.r.o.	CZK90,100千	100% (100%)	自転車部品製造

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資割合の内書であります。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 262,400,000株
(2) 発行済株式の総数 92,720,000株 (自己株式16,902株を含む。)
(3) 株 主 数 6,702名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
湊興産株式会社	7,640千株	8.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,337千株	4.68%
太陽工業株式会社	4,040千株	4.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,634千株	3.92%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,105千株	3.35%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.34%
日本生命保険相互会社	2,098千株	2.26%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,066千株	2.23%
CBNY-CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	1,720千株	1.86%
株式会社りそな銀行	1,711千株	1.85%

(注) 持株比率は自己株式 (16,902株) を控除して計算しております。

3. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成28年12月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	島野 容三	取締役会議長	Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 会長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 会長 太陽工業株式会社取締役社長 一般社団法人日本釣用品工業会会長
代表取締役 専務取締役	角谷 景司	管理本部長兼内部監査室担当	
専務取締役	和田 伸司	製造担当	
常務取締役	湯浅 哲	バイシクルコンポーネンツ事業部長	
常務取締役	平田 義弘	ライフスタイル ギア事業部長	
常務取締役	島野 泰三	釣具事業部長	
常務取締役	津崎 祥博	人事・広報担当兼広報部長	
常務取締役	豊嶋 敬	バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼システム開発部長	
取締役	樽谷 潔	品質管理部長	
取締役	人見 康弘	釣具事業部開発設計部長	
取締役	チア チン セン (Chia Chin Seng)		Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長
取締役	松井 浩	経理部総務部管掌管理本部経営管理部長 兼経営企画部長兼アイフィー事業部長	
取締役	大津 智弘	生産技術部長兼シマノ研究所長	
取締役	一條 和生		一橋大学大学院国際企業戦略研究科 研究科長 教授 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 特任教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 パナホーム株式会社社外取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	島津孝一		
常勤監査役	勝岡秀夫		
監査役	松本五平		松本税理士事務所税理士
監査役	野末佳奈子		辻中法律事務所弁護士 株式会社浅沼組社外取締役

- (注) 1. 取締役一條和生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松本五平及び野末佳奈子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役及び社外監査役全員を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役松本五平氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 専務取締役渡会悦義氏は、平成28年3月29日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度末日後に取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
角谷景司	管理本部長兼内部監査室担当	内部監査室担当	平成29年1月1日付
平田義弘	ライフスタイル ギア事業部長	管理本部長兼ライフスタイル ギア事業部管掌	平成29年1月1日付
豊嶋敬	バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼システム開発部長	バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長SMA推進部長	平成29年1月1日付
人見康弘	釣具事業部開発設計部長	釣具事業部開発設計担当	平成29年1月1日付
大津智弘	生産技術部長兼シマノ研究所長	生産技術部長兼シマノ研究所長兼SPC推進部長	平成29年1月1日付

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	人数	当事業年度に係る報酬等の総額
取締役	15名	534百万円
監査役	4名	56百万円
合計 (社外役員)	19名 (3名)	590百万円 (24百万円)

- (注) 1. 上記人数並びに取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成28年3月29日開催の第109期定時株主総会の終結の時をもって、退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額186百万円が含まれております。
3. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
4. 上記のほか、平成24年3月29日開催の第105期定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を取締役1名に対し21百万円支払っております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	一條和生	当事業年度開催の取締役会には13回のすべてに出席しております。国際企業戦略について、一橋大学大学院で教鞭をとる教授であり、企業経営について十分な知識と経験を有しております。当社の経営についても、企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なった視点から議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	松本五平	当事業年度開催の取締役会には13回のすべてに出席し、また、監査役会には13回のすべてに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	野末佳奈子	当事業年度開催の取締役会には13回のすべてに出席し、また、監査役会には13回のすべてに出席しております。 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	33百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法の下に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について定めております。

今後も、経営・業務の適正を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、以下の内部統制システムの改善と充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 社内外の主要なリスクは、①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品の品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。

(2) 内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。

(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

(3) 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。

(2) 内部監査部門は「内部監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。

(3) 「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めるなど必要な手続きを行う。
- (2) 子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。

9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。

10. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。

11. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な要員を監査役会専属とする。

12. 前項の使用人に関する当社の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。

13. 当社の監査役の11項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の指示により11項の使用人が行う調査の権限を認める。

14. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。

15. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者も同様とする。

16. その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- (2) 内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。

17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(2) 法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口にて報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

(2) 監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンスについては、当社並びに子会社の役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習や外部から講師を招いての研修を社内で開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。

③ 当社及び子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、②お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、③製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、④グローバルなサービス体制、並びに⑤グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i) お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii) 個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び (iii) 個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの内容の概要

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、近年、中国、南米等の新興市

場での当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する需要が増加してきております。これら新興市場においてもお客様の信頼を得られるような様々な施策を講じてまいりたいと考えております。そのような背景の中、当社は、①コア・コンピタンスの強化、②自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役1名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査室を設置し、内部監査部門としてコンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、昭和47年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株式取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適切な情報の開示に努めるなど、その時点において適切な対応をしてまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
 2. 本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含んでおりません。
 3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	297,538	流 動 負 債	44,063
現金 及 び 預 金	199,772	買 掛 金	12,051
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	34,302	短 期 借 入 金	7,477
商 品 及 び 製 品	31,740	未 払 法 人 税 等	5,856
仕 掛 品	17,218	繰 延 税 金 負 債	94
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,658	賞 与 引 当 金	1,781
繰 延 税 金 資 産	2,938	役 員 賞 与 引 当 金	191
そ の 他	7,151	返 品 調 整 引 当 金	228
貸 倒 引 当 金	△244	そ の 他	16,383
固 定 資 産	146,415	固 定 負 債	8,509
有 形 固 定 資 産	112,747	長 期 借 入 金	1,498
建 物 及 び 構 築 物	59,920	繰 延 税 金 負 債	1,079
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	23,691	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,031
土 地	13,342	そ の 他	1,900
リ ー ス 資 産	44	負 債 合 計	52,572
建 設 仮 勘 定	9,280	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	6,467	株 主 資 本	389,023
無 形 固 定 資 産	15,971	資 本 金	35,613
の れ ん	5,814	資 本 剰 余 金	5,667
ソ フ ト ウ エ ア	4,937	利 益 剰 余 金	347,840
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,993	自 己 株 式	△96
そ の 他	3,226	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,602
投 資 そ の 他 の 資 産	17,696	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,666
投 資 有 価 証 券	13,747	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,063
繰 延 税 金 資 産	1,304	非 支 配 株 主 持 分	754
そ の 他	3,119	純 資 産 合 計	391,381
貸 倒 引 当 金	△475	負 債 純 資 産 合 計	443,954
資 産 合 計	443,954		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		322,998
売上原価		191,461
売上総利益		131,537
販売費及び一般管理費		66,991
営業利益		64,546
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,915	
その他の	5,197	7,112
営業外費用		
支払利息	161	
その他の	1,495	1,656
経常利益		70,002
特別損失		
減損損失	869	
工場建替関連費用	555	
事業撤退損	175	1,600
税金等調整前当期純利益		68,402
法人税、住民税及び事業税	17,359	
法人税等調整額	148	17,508
当期純利益		50,894
非支配株主に帰属する当期純損失		△69
親会社株主に帰属する当期純利益		50,964

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	35,613	5,823	311,244	△90	352,591
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△14,369		△14,369
親会社株主に帰属する当期純利益			50,964		50,964
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△156			△156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△156	36,595	△6	36,432
当 期 末 残 高	35,613	5,667	347,840	△96	389,023

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,772	14,021	17,793	913	371,298
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△14,369
親会社株主に帰属する当期純利益					50,964
自 己 株 式 の 取 得					△6
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△105	△16,085	△16,190	△158	△16,349
当 期 変 動 額 合 計	△105	△16,085	△16,190	△158	20,083
当 期 末 残 高	3,666	△2,063	1,602	754	391,381

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

(a) 連結子会社は以下の53社であります。

Shimano (Singapore) Pte. Ltd.
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.
Shimano (Mersing) Sdn. Bhd.
P.T. Shimano Batam
Shimano (Philippines) Inc.
MSC Pte. Ltd.
Shimano (Cambodia) Co., Ltd.
Shimano Taiwan Co., Ltd.
PRO (Taiwan) Procurement Co., Ltd.
Shimano (Kunshan) Fishing Tackle Co., Ltd.
Shimano (Shanghai) Sales Corporation
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.
Shimano (Lianyungang) Industrial Co., Ltd.
Shimano South Asia Pvt. Ltd.
Shimano American Corporation
Shimano Canada Ltd.
G.Loomis, Inc.
DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)
Innovative Textiles, Inc.
Shimano Europe Holding B.V.
Shimano Europe Bike Holding B.V.
Shimano Europe Fishing Holding B.V.
Shimano Germany Fishing GmbH
Shimano - Pearl Izumi Softgoods Division Europe GmbH
Shimano Europe Retail Division B.V.
Bikefitting.com B.V.
Shimano Benelux B.V.
Shimano U.K. Ltd.
Shimano Italy Fishing S.R.L.
Shimano Italy Bicycle Components S.R.L.
Shimano Europe B.V.
Shimano Belgium N.V.
Lazer Sport N.V.
Shimano France Composants Cycles S.A.S.
Shimano Italia S.p.A. in liquidazione
Shimano Czech Republic, s.r.o.
Shimano Nordic Cycle AB
Shimano Nordic Cycle OY

Shimano Nordic Cycle AS
Shimano Nordic Denmark ApS
Shimano Polska Bicycle Parts Sp. z o.o.
Shimano Menat Spor Etkinlikleri Spor Malzemeleri ve Ekipmanlari Ticaret Limited Sirketi
Shimano Bisiklet Parca ve Ekipmanlari Satis Servis Ticaret Anonim Sirketi
Shimano Balicilik Malzemeleri ve Ekipmanlari Satis Ticaret Anonim Sirketi
Shimano Australia Cycling Pty. Ltd.
Shimano Oceania Holdings Pty. Ltd.
Shimano Australia Fishing Pty. Ltd.
Shimano New Zealand Ltd.
Shimano Latin America Representacao Comercial Ltda.
Shimano Uruguay S.A.
シマノセールス株式会社
シマノ熊本株式会社

当連結会計年度において、PRO (Taiwan) Procurement Co., Ltd.及びShimano South Asia Pvt. Ltd.については新規設立により、Lazer Sport N.V.及びShimano U.K. Ltd.については株式の取得により、連結の範囲に含めております。

- (b) 非連結子会社は島野足立株式会社等であります。非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した会社はありません。持分法を適用していない非連結子会社及び株式会社サンボウ等の関連会社の合計の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Shimano Italia S.p.A. in liquidazioneの事業年度末日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(a) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・原材料

主として総平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(b) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

平成28年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(c) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

(d) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の事業年度の期中平均為替相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(e) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象として、為替予約を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）によっております。

(f) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(g) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生連結会計年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、[連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)]及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

なお、当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(退職給付に係る負債の割引率の変更)

当社は、期首時点の計算において適用した割引率は1.1%でしたが、第2四半期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を0.4%に変更しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,494百万円減少しております。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33%から平成29年1月1日から平成30年12月31日に解消が見込まれる一時差異については31%に、平成31年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については30%に変更しております。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は35百万円減少し、法人税等調整額が206百万円、その他有価証券評価差額金が170百万円、それぞれ増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 119,558百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当 16,673百万円

広告宣伝費 9,659百万円

(2) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 13,188百万円

(3) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 8百万円

(4) 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失の金額
DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)	自転車部品	その他無形固定資産	685百万円
シマノセールス株式会社	全社資産	投資その他資産	184百万円

(経緯)

連結子会社であるDashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA) は、取得時に計上したその他無形固定資産について、売上が当初の計画を下回って推移している状況を踏まえ、減損テストを実施した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

また連結子会社であるシマノセールス株式会社が保有していた投資その他資産については、今後の使用見込みがないため、帳簿価額を全額減損損失としております。

(資産グルーピングの方法)

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

その他無形固定資産については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.5%で割り引いて算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 92,720,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(a) 配当金支払額等

平成28年3月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年3月30日

(b) 中間配当金支払額等

平成28年7月26日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	平成28年6月30日
効力発生日	平成28年9月2日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年3月28日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	平成28年12月31日
効力発生日	平成29年3月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用力の高い金融機関に対する預金等に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は社内規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	199,772	199,772	－
(2) 受取手形及び売掛金	34,302	34,302	－
(3) 投資有価証券	11,435	11,435	－
資産計	245,510	245,510	－
(1) 買掛金	12,051	12,051	－
(2) 短期借入金	6,960	6,960	－
(3) 未払法人税等	5,856	5,856	－
(4) 長期借入金	2,014	2,059	44
負債計	26,883	26,927	44
デリバティブ取引	△7	△7	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,312百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,213円74銭
 (2) 1株当たり当期純利益金額 549円76銭

※ 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益金額	50,964百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額	50,964百万円
普通株式の期中平均株式数	92,703千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<ご参考>

連結キャッシュ・フローの状況

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
64,034	△34,054	△15,536	196,453

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,346	流動負債	26,149
現金及び預金	11,420	買掛金	6,829
受取手形	653	未払金	5,434
売掛金	21,513	未払法人税等	2,780
製成品	7,661	未払費用	247
仕掛品	9,551	預り金	9,696
原材料	1,296	与引当金	287
貯蔵品	325	役員賞与引当金	186
未収入金	2,847	返品調整引当金	38
繰延税金資産	710	その他	648
その他	2,424	固定負債	4,058
貸倒引当金	△60	退職給付引当金	3,400
固定資産	99,248	その他	658
有形固定資産	64,892	負債合計	30,207
建物	38,134	(純資産の部)	
構築物	1,474	株主資本	123,412
機械及び装置	6,705	資本金	35,613
車両運搬具	68	資本剰余金	5,823
工具、器具及び備品	3,226	資本準備金	5,822
土地	9,823	その他資本剰余金	1
リース資産	23	利益剰余金	82,072
建設仮勘定	5,436	利益準備金	3,194
無形固定資産	5,763	その他利益剰余金	78,878
工業所有権	27	繰越利益剰余金	78,878
ソフトウェア	3,865	自己株式	△96
ソフトウェア仮勘定	1,814	評価・換算差額等	3,974
その他	55	その他有価証券評価差額金	3,974
投資その他の資産	28,593		
投資有価証券	10,361	純資産合計	127,387
関係会社株	12,513	負債純資産合計	157,594
出資	21		
関係会社長期貸付	3,446		
長期前払費用	516		
繰延税金資産	1,020		
その他	1,491		
貸倒引当金	△778		
資産合計	157,594		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		181,215
売上原価		116,803
売上総利益		64,411
販売費及び一般管理費		37,562
営業利益		26,849
営業外収益		
受取利息	238	
受取配当金	5,614	
その他の	336	6,189
営業外費用		
支払利息	133	
その他の	1,689	1,822
経常利益		31,216
特別損失		
工場建替関連費用	488	488
税引前当期純利益		30,727
法人税、住民税及び事業税	8,274	
法人税等調整額	229	8,503
当期純利益		22,224

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	35,613	5,822	1	5,823
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	35,613	5,822	1	5,823

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	3,194	71,023	74,217	△90	115,563
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△14,369	△14,369		△14,369
当 期 純 利 益		22,224	22,224		22,224
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	7,855	7,855	△6	7,848
当 期 末 残 高	3,194	78,878	82,072	△96	123,412

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,944	3,944	119,508
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△14,369
当 期 純 利 益			22,224
自 己 株 式 の 取 得			△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	30	30	30
当 期 変 動 額 合 計	30	30	7,878
当 期 末 残 高	3,974	3,974	127,387

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、旧定額法

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備は含む）については、定額法

平成28年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備は含む）及び構築物については、定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

建物 7～50年

有形固定資産その他（機械及び装置） 9～10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(追加情報)

(退職給付引当金の割引率の変更)

当社は、期首時点の計算において適用した割引率は1.1%でしたが、第2四半期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を0.4%に変更しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,494百万円減少しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象として、為替予約を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 追加情報

海外取引変更に伴う売上高計上方法の変更

従来、当社は自転車部品の海外取引の一部について、売上高及び、売上原価を総額で計上しておりましたが、当事業年度より売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法に変更いたしました。

これは、当事業年度より、海外取引の一部において当社が海外工場から製品を仕入れ、海外得意先に販売、資金回収を行っていた同取引契約を見直し、海外工場が直接海外得意先への製品販売、資金回収を行う契約に変更したためです。

これに伴い、当社が担う機能を見直した結果、取引仲介機能となったため、純額で売上計上する方法によっております。

この変更により従来の計算方法によった場合に比べ、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ68,330百万円減少しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する短期金銭債権 9,134百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 13,372百万円
 (区分表示したものは除いております。)
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 60,717百万円
- (3) 保証債務

会社等の名称	金額	備考
Shimano Oceania Holdings Pty. Ltd.及び Shimano New Zealand Ltd.	291百万円 (NZ\$3,590千)	銀行借入金に対する保証
Shimano New Zealand Ltd.	162百万円 (NZ\$2,000千)	

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 売 上 高 51,288百万円
 仕 入 高 23,590百万円
 支払手数料・保管料他 6,693百万円
 営業取引以外の取引高 5,376百万円
- (2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額
- 売上原価 0百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における自己株式の数 16,902株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	89百万円
未払事業税	246百万円
役員退職慰労金	158百万円
退職給付引当金	1,020百万円
その他有価証券評価損	552百万円
ゴルフ会員権評価損	128百万円
貸倒引当金	252百万円
減損損失	145百万円
少額資産償却	226百万円
たな卸資産評価損	265百万円
その他	348百万円
繰延税金資産合計	<u>3,434百万円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>△1,703百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,703百万円</u>
繰延税金資産純額	1,730百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.5%
税額控除	△3.9%
過年度法人税等	2.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.7%</u>

(3) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33%から平成29年1月1日から平成30年12月31日に解消が見込まれる一時差異については31%に、平成31年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については30%に変更しております。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は24百万円減少し、法人税等調整額が195百万円、その他有価証券評価差額金が170百万円、それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア ジョホール	RM18,000千	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造	100% (100%)	当社製品の製造 役員の兼任	自転車部品及び釣具の購入 (注1)	11,181 百万円	買掛金	2,631 百万円
Shimano American Corporation	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	US\$14,000千	自転車部品及び釣具販売	92%	当社製品の販売 役員の兼任	自転車部品及び釣具の販売 (注1)	10,123 百万円	売掛金	1,078 百万円
						資金の回収	823 百万円	貸付金	4,135 百万円
						利息の受取 (注2)	89 百万円		

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。議決権等の所有割合の()内は、間接所有割合の内書であります。

(注1) 当社製品の購入・販売については、市場価格・総原価を勘案して、販売価格を決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,374円14銭
 (2) 1株当たり当期純利益金額 239円73銭

※ 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益金額	22,224百万円
普通株式に係る当期純利益金額	22,224百万円
普通株式の期中平均株式数	92,703千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シマノの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 加賀谷 剛 ㊟
業務執行社員代表社員 公認会計士 船越 啓仁 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シマノの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月14日

株式会社シマノ 監査役会

常勤監査役 島津 孝一 ㊟

常勤監査役 勝岡 秀夫 ㊟

社外監査役 松本 五平 ㊟

社外監査役 野末 佳奈子 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、1株につき77円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき155円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき77円50銭、総額7,184,490,095円

その内訳

普通配当6円25銭

特別配当71円25銭

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月29日（水曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役のうち、角谷景司、和田伸司、湯浅 哲、チア チン セン、大津智弘、一條和生の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、勝丸充啓氏は、新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	かく たに けい じ 角谷景司 (昭和25年5月20日生)	昭和49年10月 当社入社 平成8年10月 当社経理部長 平成9年2月 当社取締役経理部長 平成10年3月 当社取締役経理・情報企画部長 平成13年1月 当社取締役経理部長兼情報企画部長 平成17年1月 当社取締役管理本部長兼経理部長兼情報企画部長 平成17年3月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長兼情報企画部長 平成18年1月 当社常務取締役管理本部長 平成22年3月 当社専務取締役管理本部長 平成25年1月 当社専務取締役管理本部長兼内部統制推進室担当 平成28年1月 当社専務取締役管理本部長兼内部監査室担当 平成29年1月 当社専務取締役内部監査室担当、現在に至る。	7,800株
②	わ だ しん じ 和田伸司 (昭和27年3月31日生)	昭和45年3月 当社入社 平成4年10月 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 社長 平成13年2月 Shimano Italia S.p.A. 専務取締役 Shimano Czech Republic, s.r.o. 社長 平成15年1月 当社製造部長 平成17年3月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部製造部長 平成22年3月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部製造担当 兼生産技術部担当兼調達統括部担当 平成26年3月 当社専務取締役製造担当、現在に至る。	3,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	ゆ あさ さとし 湯 浅 哲 (昭和29年4月21日生)	昭和 52 年 3 月 当社入社 平成 6 年 12 月 Shimano American Corporation 副社長 平成 10 年 5 月 Shimano Europe Holding B.V. 社長 平成 17 年 3 月 当社取締役 平成 18 年 1 月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部営業部長 平成 21 年 1 月 当社取締役ライフスタイル ギア事業部長 平成 24 年 10 月 当社常務取締役ライフスタイル ギア事業部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部営業担当 平成 26 年 1 月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部長、現在に至る。	400株
④	チア チン セン (Chia Chin Seng) (昭和35年4月11日生)	平成 4 年 2 月 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役 平成 14 年 1 月 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 平成 23 年 3 月 当社取締役、現在に至る。 平成 23 年 9 月 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 社長 平成 26 年 8 月 Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 兼社長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑤	<p>おお づ とも ひろ 大 津 智 弘 (昭和40年3月12日生)</p>	<p>昭和 62 年 3 月 当社入社 平成 20 年 1 月 当社生産技術部長 平成 24 年 1 月 当社生産技術部長兼シマノ研究所長 平成 27 年 3 月 当社取締役生産技術部長兼シマノ研究所長 平成 29 年 1 月 当社取締役生産技術部長兼シマノ研究所長兼SPC推進部長、現在に至る。</p>	200株
⑥	<p>いち じょう かず お 一 條 和 生 (昭和33年10月13日生)</p>	<p>平成 5 年 10 月 一橋大学社会学部助教授 平成 12 年 4 月 一橋大学大学院社会学研究科・国際企業戦略研究科助教授 平成 13 年 4 月 同教授 平成 15 年 4 月 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 教授、現在に至る。 平成 17 年 3 月 当社取締役、現在に至る。 平成 19 年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、現在に至る。 平成 26 年 4 月 同国際企業戦略研究科研究科長、現在に至る。 平成 27 年 6 月 株式会社電通国際情報サービス社外取締役、現在に至る。 パナホーム株式会社社外取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 教授 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所)特任教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 パナホーム株式会社社外取締役</p>	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑦	<p style="text-align: center;">かつ まる みつ ひる 勝 丸 充 啓 (昭和26年10月10日生)</p>	<p>昭和 53 年 4 月 東京地方検察庁検事 任官 平成 元 年 7 月 在ドイツ日本国大使館一等書記官 平成 12 年 6 月 法務省刑事局刑事課長 平成 13 年 6 月 法務省刑事局総務課長 平成 15 年 1 月 法務省大臣官房会計課長 平成 17 年 4 月 法務省大臣官房審議官 (総合政策統括担当) 平成 17 年 12 月 福井地方検察庁検事正 平成 19 年 6 月 水戸地方検察庁検事正 平成 20 年 10 月 さいたま地方検察庁検事正 平成 22 年 1 月 最高検察庁公安部長 平成 22 年 4 月 京都大学公共政策大学院非常勤講師、現在に至る。 平成 22 年 12 月 高松高等検察庁検事長 平成 24 年 4 月 京都大学法科大学院非常勤講師、現在に至る。 平成 24 年 6 月 広島高等検察庁検事長 平成 26 年 7 月 検事長退官 平成 26 年 10 月 弁護士登録、芝綜合法律事務所オブ・カウンセル、現在に至る。 平成 27 年 6 月 大陽日酸株式会社社外取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 芝綜合法律事務所オブ・カウンセル 大陽日酸株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師</p>	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 一條和生及び勝丸充啓の両氏は、社外取締役候補者であります。

(社外取締役候補者に関する記載事項)

- (1) 一條和生氏は、一橋大学大学院で教鞭をとられる教授であります。国際企業戦略についての知識に基づいて当社業務執行の適確性確保のため極めて有益な方であります。
勝丸充啓氏は、法務省及び検察庁にて要職を歴任され、現在は弁護士としてご活躍中であります。コンプライアンスに係る豊富な経験と専門的な知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であります。
- (2) 一條和生氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際企業戦略についての幅広い知識と高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。
勝丸充啓氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、コンプライアンスに係る幅広い知識と高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。
- (3) 一條和生氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間であります。
- (4) 一條和生氏と当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。一條和生氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
また、勝丸充啓氏の選任が承認された場合、一條和生氏と同内容の契約を締結する予定であります。
- (5) 一條和生氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、届け出を継続する予定であります。
また、勝丸充啓氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

- ①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。（※1）
1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※2）である者
 2. 当社を主要な取引先（※3）とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
 13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。
- ②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

※1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。

※2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③使用人

※3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年3月30日開催の第104期定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役3千万円以内）と決議いただき現在に至っております。

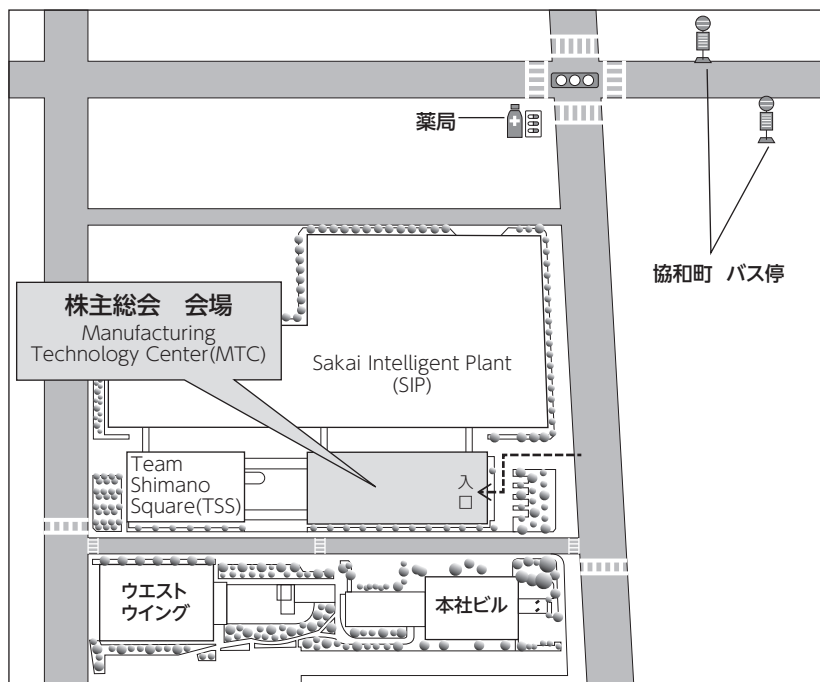
この間、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大した傍らさらなる業績向上のインセンティブを高めること、及びコーポレートガバナンスの強化を図るために社外取締役を増員すること等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額7億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まないものといたします。

取締役の員数は、第2号議案が承認されますと、15名（うち社外取締役2名）になります。

以 上

株主総会会場周辺のご案内



【交通のご案内】

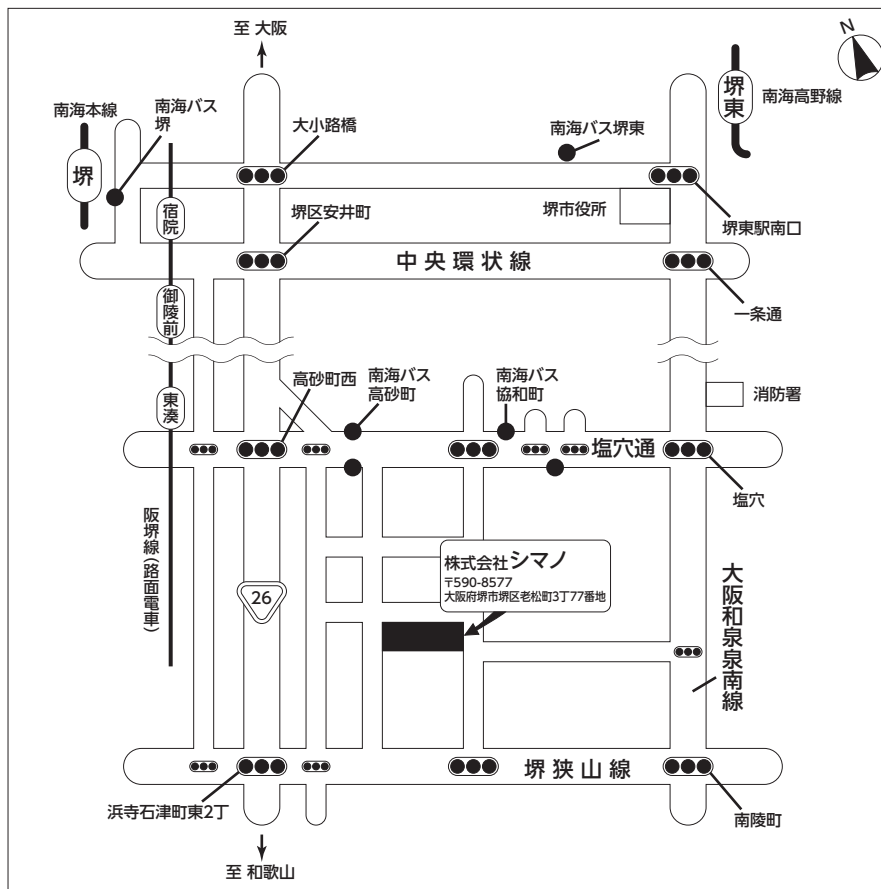
■電車とバスをご利用の場合

- ・南海電鉄高野線「堺東駅」より
南海バス13番のりば「南回り（堺駅前）」に乗車し、「協和町」で下車、徒歩5分
所要時間：約15分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」より
南海バス4番のりば「南回り（堺駅南口）」に乗車し、「協和町」で下車、徒歩5分
所要時間：約20分

■電車をご利用の場合

- ・阪堺電車阪堺線「東湊駅」で下車、徒歩7分
- ・南海電鉄高野線「堺東駅」からタクシーで約10分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」からタクシーで約10分
- ・JR阪和線「堺市駅」からタクシーで約20分
- ・地下鉄御堂筋線「なかもず駅」からタクシーで約20分

株主総会会場ご案内略図



株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面（55頁）をご覧ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。